

意見募集案件	北広島市人口ビジョン(案)及び北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)の策定について
担当課	企画財政部政策推進室企画課 電話 011-372-3311 内 771

意見募集期間	平成 28 年 1 月 4 日(月)から平成 28 年 2 月 2 日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所政策推進室企画課及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 1 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面(様式自由)による提出</li> <li>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</li> <li>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</li> </ul> <p>企画財政部政策推進室企画課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: kikaku@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 28 年 2 月公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>日本の総人口が減少する中、国では、人口減少の克服と地方創生に取り組むため、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年 12 月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。本市においても、将来にわたり持続可能なまちづくりの推進に向けて、人口の現状と将来展望を示す「北広島市人口ビジョン」及び、地方創生に向けた今後 5 年間の目標や基本的方向、施策などをまとめた「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別添「北広島市人口ビジョン(案)」及び「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>まち・ひと・しごと創生法第 10 条</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>総合戦略に定めた事業を平成 27～31 年度の期間に実施していきます。</p>
対象となる政策等 の原案	別添「北広島市人口ビジョン(案)」及び「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」のとおり
その他	寄せられた意見を参考に「北広島市人口ビジョン」及び「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。